

公的年金からの市・府民税の年金特別徴収について

年金特別徴収は65歳以上の人の公的年金に係る市・府民税を年金支給時(年6回)に年金から天引き(特別徴収)し、市に納付する制度です。

この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税の税率や税額が変更になったわけではありません。なお、納税方法は選ぶことができます。

特別徴収の初年度【表1】

(例) 前年度と今年度の市・府民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

■特別徴収を開始する初年度の納め方【表1】

徴収方法	納付書や口座振替で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	1期(6月末)	2期(8月末)	10月	12月	2月
徴収月	1期(6月末)	2期(8月末)	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

■前年度に特別徴収だった人の翌年度以降の納め方【表2】

徴収方法	年金から引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度の年税額の1/6ずつ			(本年度の年税額-仮徴収)の1/3ずつ		

10月から新たに年金特別徴収の対象となる人(4月1日現在65歳以上で、介護保険料が年金特別徴収となっている人)は、年金に係る市・府民税の年税額の半分を今までの納付書または口座振替で納めていただき、残りの税額は10月、12月、2月の3回に分けて、年金から天引きします。

前年度から継続して特別徴収される人は8月まで仮徴収される人は8月まで仮徴収(表2)の1から⑤のいずれか

収【表2】

- ① 介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった
- ② 年度途中で転出した
- ③ 死亡した
- ④ 税額に変更があった
- ⑤ 1回あたりの特別徴収税額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった

に該当する場合は特別徴収が中止され、納付書か口座振替による納付(普通徴収)に変更となります。

※年金からの特別徴収中止処理までに時間がかかるため、中止の時期により、特別徴収される場合があります。その場合、特別徴収された税額は後日還付されますので、ご承願いませ。

※④については、一定の要件の下、特別徴収が継続されます。

■ 国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同

国保の届け出は14日以内に

国保医療課国保係(☎9833・2962)

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。

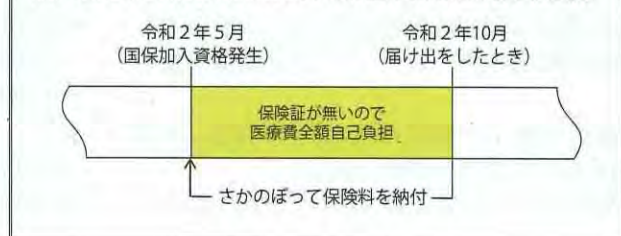
国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同

加入手続きが遅れると届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

● 交通事故にあった時も届出を

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けていただけます(一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します)。

(例) 令和2年5月に会社を辞めて、10月に国保の加入届け出をした場合



市・府民税(第3期分) 国民健康保険料(第5期分)

納期限は 11月2日(月)

市税(料)は、行政サービスを提供するうえで大切な財源です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニまたは市役所で納付してください。

納期限までに納付されず滞納となった場合は、督促状(督促手数料100円を加算)を送付後に京都地方税機構(京都府と府内25市町村<京都市を除く>の税業務を行う広域連合)に徴収権限を移管します。

便利な口座振替の利用を

口座振替は市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または税務課で受け付けています。

10月15日(木)までに手続きをすると、納期が11月末の固定資産税第4期分、国民健康保険料第6期分から振替できます。

※ゆうちょ銀行の口座振替

は、直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

※口座振替申込書を自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに税務課収納係までご連絡ください。

口座振替ができる税目等

市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料 国税務課収納係(☎983-2481)

認定長期優良住宅を新築した場合に固定資産税を減額

認定長期優良住宅を新築した場合、1戸当たり120㎡(居住部分に限る)を上限に固定資産税額の2分の1を減額します。

▼住宅の種類

① 令和4年3月31日までに新築されたもの

② 京都府知事の認定を受けていること

③ 併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

の1月31日までに申請してください。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください。郵送の場合は写しを添付してください。

※従来の新築住宅の減額措置と重ねて受けることはできません。詳しくはお問い合わせください。

国税務課資産税係(☎983-2480)

▼減額期間

新築の翌年度から5年間(3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間)

▼手続き

認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添えて、新築された翌年

税・料等の取り扱いについて

三菱UFJ銀行における料の窓口納付、口座振替の取り扱いは、令和3年3月末で終了します。口座振替で三菱UFJ銀行を指定されている人については、他の取扱金融機関やコンビニ等で納

京都銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、京都市やましろ農業協同組合、池田泉州銀行、南都銀行、三井住友信託銀行、関西みらい銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、枚方信用金庫、近畿労働金庫

ゆうちょ銀行・郵便局(近畿2府4県)と次の金融機関の本店・支店

1) 国税計課(☎9833・112)

コンビニで税の証明が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

コンビニ等にあるマルチコピー機を使って、案内画面に表示される「行政サービス」のメニューを選択し、手順に従って操作してください。

※利用にはマイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

取得できる証明書

令和2年度所得証明書、課税(非課税)証明書

※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映までに時間がかかる場合があります。

サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時(土・日・祝日含む)

※12月29日～1月3日は利用不可。

交付手数料

1通300円

※利用可能な店舗や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

国税務課市民税係(☎983-1113)